

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年2月4日(2022.2.4)

【公開番号】特開2021-15771(P2021-15771A)

【公開日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2021-006

【出願番号】特願2019-131215(P2019-131215)

【国際特許分類】

H 01M 50/20(2021.01)	10
H 01M 50/10(2021.01)	
H 01M 50/50(2021.01)	
H 01M 10/613(2014.01)	
H 01M 10/625(2014.01)	
H 01M 10/647(2014.01)	
H 01M 10/6553(2014.01)	
H 01M 10/6557(2014.01)	
H 01M 10/6561(2014.01)	
H 01M 10/04(2006.01)	
H 01G 11/78(2013.01)	20
H 01G 11/80(2013.01)	
H 01G 11/12(2013.01)	

【F I】

H 01M 2/10	A	
H 01M 2/02	Z	
H 01M 2/10	S	
H 01M 2/10	M	
H 01M 2/20	A	
H 01M 10/613		
H 01M 10/625		30
H 01M 10/647		
H 01M 10/6553		
H 01M 10/6557		
H 01M 10/6561		
H 01M 10/04	Z	
H 01G 11/78		
H 01G 11/80		
H 01G 11/12		

【手続補正書】

40

【提出日】令和4年1月27日(2022.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電板を介して鉛直方向に積層されて電気的に直列に接続された複数の蓄電モジュールと

、

50

前記複数の蓄電モジュールを前記鉛直方向において両側から拘束して一体化する一对の拘束部材と、

前記複数の蓄電モジュールのうちの前記鉛直方向の最下部に配置された前記蓄電モジュールである端部蓄電モジュールと前記鉛直方向の下側の前記拘束部材との間に配置され、前記端部蓄電モジュールに電気的に接続された集電板と、

前記鉛直方向の下側の前記拘束部材と前記集電板との間に配置された板状部を有する絶縁部材と、を備える蓄電装置であって、

前記蓄電モジュールは、

複数のバイポーラ電極がセパレータを介して前記鉛直方向に沿って積層された電極積層体と、

前記電極積層体の側面部を覆い、前記電極積層体とともに電解液を収容する空間を形成する枠体とを備え、

前記絶縁部材は、前記板状部から前記鉛直方向の上側に向かって突出する壁部を有し、前記壁部は、前記鉛直方向から見て、前記集電板及び前記端部蓄電モジュールから離間して前記板状部の縁部に部分的に、又は、前記板状部の縁部の全周に設けられている、蓄電装置。

【請求項 2】

前記壁部は、前記鉛直方向から見て、前記集電板及び前記端部蓄電モジュールを囲んでいる、請求項 1 に記載の蓄電装置。

【請求項 3】

前記壁部における前記鉛直方向の上側の端部の位置は、前記端部蓄電モジュールにおける前記鉛直方向の上側の端部の位置よりも、前記鉛直方向の下側に位置している、請求項 1 又は 2 に記載の蓄電装置。

【請求項 4】

前記枠体と前記板状部との間には、前記枠体と前記板状部との間を液密に封止するシール部材が設けられ、

前記集電板は、前記鉛直方向から見て、前記シール部材によって囲まれた領域内に配置されている、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の蓄電装置。

【請求項 5】

前記枠体は、

前記複数のバイポーラ電極のそれぞれの縁部に接合され、前記鉛直方向に積層された複数の第 1 枠体と、

積層された複数の前記第 1 枠体の周縁を一体的に封止する第 2 枠体とを含み、

前記シール部材は、前記第 2 枠体と前記板状部との間に設けられている、請求項 4 に記載の蓄電装置。

10

20

30

40

50